

Re-Style パートナー企業制度 実施規約

第1条（目的）

この規約は、Re-Style パートナー企業認定等に関して必要な事項を定めることにより、企業における3R及びサーキュラーエコノミー（以下CE）に関する取組を促進することを目的とします。

第2条（概要・制度）

環境省が推進する「Re-Style」の様々なコンテンツや企画について、情報発信、企画参加などの支援をいただくとともに、その事業活動等においても3R及びCEの理解を促進し、官民が継続的にそれぞれの事業の中で相互に支援し合い、Re-Styleを効果的に波及していく新しい連携の形として認定する制度です。

第3条（認定）

1 次に掲げる要件に該当すると認められるときは、Re-Style パートナー企業である旨の認定をすることができます。

- ①3RまたはCEにおける業界トップランナーとしてふさわしい実績があること
- ②Re-Style 事業に積極的に参加・協力している企業であること
- ③環境省の政策に合致していると認められる企業であること
- ④Re-Style パートナー企業として活動することを希望していること
- ⑤社会への影響力を有すると環境省が認める企業であること

第4条（認定の有効期間等）

認定の有効期間は、初めて認定を受けた日から翌年度末までとします。有効期間は、その満了の際、特段問題がなければ更新することができます。更新が認められたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算し、翌年度末までといたします。

第5条（認定の取り消し等）

認定の取り消しの申出は、特段問題が無い場合は認めることとする。また、Re-Style パートナー企業が重大な法令違反または公序良俗違反等が認められたときは、環境省によりすみやかに取り消すことができる。